第八十七条の表第四百二十七条第二項の項を次のように改める。

第四百二十七条第二項	業務執行取締役等	執行役員

第八十七条の表第四百二十七条第四項の項中「株主総会」の下に「（当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会）」を加える。

第八十八条中「第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主
第八百四十七条第四項	発起人等	役員等
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第百十六条において準用する第八百四十七条第三項又は第五項の役員等の責任を追及する訴え
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	投資主
第八百四十八条	当該株主等	当該投資主
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	役員等の責任を追及する訴え
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	投資法人
	株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人
	各監査役	各監督役員又は清算監督人

第八百四十九条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
	株主等	投資主
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百二条第二項、第二百十六条の二第二項、第四百八十六条第四項において準用する場合（第四百八十六条第四項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	投資法人法第七十七条の二第五項、第百十五条の六第二項、第百二十六条の二第三項及び第百三十八条第三項
第八百四十九条第一項	第八百四十九条第一項	投資法人法第百十六条において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項及び第二項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	投資法人法第百十六条において準用する第八百四十九条第一項
	株主等	投資主
第八百五十三条第一項	株式会社等	投資法人

第八十九条中「第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主
第八百四十七条第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第百十九条第三項において準用する第八百四十七条第三項又は第五項の一般事務受託者の責任を追及する訴え